第百十四条の四十の四第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
第百十四条の四十二第一項	住所
	知事等
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	住所
	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする
［略］	［略］
第百十四条の四十三第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の四十三第一項第一号	一　組合員の氏名、生年月日及び住所
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の四十四第一項第一号	一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	
一の二　個人番号又は基礎年金番号	
住所、個人番号又は基礎年金番号	
地方公共団体情報システム機構	
住所、個人番号又は基礎年金番号	
しなければならない	
［略］	
［略］	
一　組合員の氏名、生年月日及び住所	
一の二　個人番号又は基礎年金番号	
［略］	
一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所	
一の二　個人番号又は基礎年金番号	
［略］	

2　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の十から第百十四条の十一の二まで、第百十四条の十三、第百十四条の二十二、第百十四条の二十三、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六、第百十四条の二十九第三項、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十三第二項及び第百十四条の四十五第三号の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

［項を加える。］	
第百十四条の四十の四第一項第一号	［同上］
第百十四条の四十二第一項	［同上］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［同上］
［同上］	［同上］
第百十四条の四十三第一項	［同上］
［項を加える。］	
第百十四条の四十四第一項	［同上］
［項を加える。］	

2　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の五、第百十四条の十から第百十四条の十一の二まで、第百十四条の十三、第百十四条の二十二、第百十四条の二十三、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六、第百十四条の二十九第三項、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十三第二項及び第百十四条の四十五第三号の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。